

賃金構造基本統計調査における労働者の定義の変更について

平成 31 年 3 月

厚生労働省

【変更経緯】

常用労働者・臨時労働者の区分については、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査との間で、直接的な比較が困難との指摘があり、有識者の知見も活用して関係府省一体となって検討を実施し、平成 27 年 5 月 19 日に「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）を策定。

賃金構造基本統計調査では、平成 30 年調査から、当該ガイドラインに沿って労働者の定義を変更。（変更の背景の詳細は、次ページ以降を参照。）

【変更内容】

変更前（平成29年調査まで）

雇用期間の定め無し		常用労働者
雇用期間の定め有り	1か月を超える期間を定めて雇われている者	
	日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者	
	4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上 の者	臨時労働者
	4月又は5月に雇われた日数がいずれかで17日以下 の者	



変更後（平成30年調査から）

雇用期間の定め無し		常用労働者
雇用期間の定め有り	1か月以上の期間を定めて雇われている者	
	日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている者	臨時労働者

賃金構造基本統計調査における労働者の定義変更について (平成30年調査～)

公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画）に掲げられた課題

- ・ 「企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」の一環として、雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しが必要。
- ・ 国際基準の見直しへの対応や非正規雇用の実態等をよりの確に捉える労働者区分の整理・見直しなどの取組を推進。

○労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。【総務省、関係府省。平成26年度から実施】

WGにおける議論とガイドラインの決定

- 平成26年5月に産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議及び同WGを設置し、有識者の知見も活用して関係府省一体となって検討を開始し、年度内に計10回の検討を実施。
- 常用労働者・臨時労働者の区分については、事業所・企業を対象とする統計調査と世帯・個人を対象とする統計調査との間で、区分名称の相違に加え、区分の基準に一部不整合(下図アンダーライン部分)が存在し、直接的な比較が困難との指摘。
- WGでは、①現行区分の変更に伴う常用労働者数の変動に関する試算(1%弱)、②企業ヒアリング・試験調査のアンケート等による報告者の負担感の把握、③結果を利用する政策部局の意見把握等を検討・検証。
- 平成27年5月19日、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を策定。

